○大山町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町家庭用発電設備等導入推進補助金(以下「本補助金」という。) の交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」 という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の住宅に家庭用発電設備等を導入する者に対して支援を行うことにより、家庭用発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに県内における家庭用発電関連産業等を振興することを目的として交付する。

(補助金の交付等)

- 第3条 前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表第1欄に掲げる補助事業の区分ごとに、同表第4欄に掲げる額 (当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 3 各年度の補助対象とする事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に交付決定を行い、翌々年3月31日までに完了する事業とする。
- 4 本補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鳥取県産業振興条例(平成 23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者(同 条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務 所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う 者。以下同じ。)への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 申請者は、補助事業に着手する日(現地工事に着手する日をいう。)までに、大山町 家庭用発電設備等導入推進補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添 付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 別表第1欄に掲げる補助事業の対象となる設備(以下「対象設備」という。)及び設置 に係る費用の内訳が記載された契約書及び見積書の写し又は対象設備付住宅売買契約 書の写し

- (2) 対象設備の仕様を説明する資料の写しで、別表第1欄の要件を満たすことが確認できるもの
- (3) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (4) 対象設備に係る設置工事予定箇所の位置図
- (5) 納税状況確認同意書
- (6) 寄付金その他の収入がある場合は、その内容が分かる書類の写し
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 町長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第8条第1項の規定により、申請者に交付の決定を通知しようとするときは、大山町家庭用発電設備等導入推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとし、不交付としたときはその理由を付してその旨を通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者が、規則第11条の規定により、交付の決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするときは、大山町家庭用発電設備等導入推進補助金変更申請書(様式第3号)に変更の内容がわかる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(変更承認)

第7条 町長は、規則第11条及び前条の規定により変更の申請があったときは、当該申請 に係る書類を審査し、承認したときは、大山町家庭用発電設備等導入推進補助金変更承 認通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等)

- 第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業の完了 した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大山町家庭用発電設備等導入 推進補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければなら ない。
 - (1) 対象設備及び設置に要した経費の領収書及びその内訳書の写し
 - (2) 対象設備の設置状態を示す写真及び対象設備が設置された住宅全体の現況写真
 - (3) その他町長が必要と認めるもの

- 2 対象設備が、住宅用太陽光発電システムの場合は、前項に掲げる書類のほか電力会社 との電力受給契約書の写しを町長に提出しなければならない。ただし、太陽光発電で発 電した電気を全量自家消費するため、電力受給契約を締結しない場合はこの限りでない
- 3 対象設備が、電気自動車等充給電設備の場合は、第1項に掲げる書類のほか「とっとり EV協力隊」への登録が確認できる書類を町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、 適当であると認めたときは、規則第19条の規定により、補助金の交付額を確定し、大山 町家庭用発電設備等導入推進補助金額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知す るものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定による補助金額確定通知後、大山町家庭用発電設備等導入推進補助金請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(財産処分の承認)

第11条 補助対象者は、補助事業により取得した対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消)

- 第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消すことができるものとする。
 - (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金の使途が不適当と認められたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力の要請)

第14条 補助対象者は、町が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするとき、町の求めに応じて、これらの情報を町に報告するものとする。

(雑則)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。
- 2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置 に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。(大山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)
- 2 大山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成25年大山町告示第78号) は、廃止する。
- 3 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

				4
±1 & =n.	1 補助事業	2	3 ************************************	4
対象設	対象設備の要件	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
備			1 1 to -1 1 1 1 1 1 1	10
住宅用	次のいずれの要件	次のいずれの要件も	対象設備本体費	補助対象経
太陽光	も満たす住宅太陽光	満たす者	用及び設置費用	費の額から寄
発電シ	発電システム(以下	(1) 町内に住所を有	(補助対象者と同	付金その他の
ステム	「太陽光発電」とい	する者(補助事業の	一の代表者又は資	収入の額を控
	う。)を導入するもの。	完了に伴い町内に転	本関係がある事業	除した額に 2
	ただし、補助金の交付	入する者を含む。以	者(以下「補助対	分の 1 を乗じ
	は同一世帯につき1回	下同じ。) のうち、町	象者と同一とみな	て得た額又は
	限りとする。	内の住宅(店舗等と	せる事業者」とい	200 千円 (家庭
	(1) 設置前において	の併用住宅を含む。	う。)への発注に要	用蓄電池等と
	使用に供されてい	以下「住宅」という。)	する経費は除く。)	同時に導入す
	ないこと。	に太陽光発電をどう		る場合は 500
	(2) 1 件当たりの太	導入する者		千円) のいずれ
	陽電池の最大出力	(2) 電力受給契約を		か低い額
	の合計値(以下「最	締結予定の者。ただ		
	大出力」という。) が	し、太陽光発電で発		
	10kW未満の太陽光	電した電気を全量自		
	発電で、日本産業規	家消費するため、電		
	格、IEC 等の国際規	力受給契約を締結し		
	格に適合している	ない場合はこの限り		
	もの。	でない。		
	(3) 補助対象者が発			
	注する事業者及び			
	設置工事を行う事			
	業者が県内事業者			
	であること。ただ			
	し、県内事業者への			
	発注が困難な場合			
	であって、あらかじ			
	め県内事業者以外 の者に発注するこ			
	とについて町長の			
	承認を受けた場合			
	はこの限りでない。			
薪スト	次のいずれの要件	町内に住所を有する	対免設備木休弗田	補助対象経
ーブ等	も満たす木質バイオ	者のうち、住宅に薪ス	及び設置費用	費の額から寄
7 7	マス熱利用機器(以下	トーブ等を設置する者	(補助対象と同一	付金その他の
	「薪ストーブ等」とい	1 クサで放直する石	とみなせる事業者	収入の額を控
	う。)を導入するもの。		への発注に要する	除した額に 2
	ただし、補助金の交付		経費は除く。)	分の1を乗じ
	は同一世帯につき1回			て得た額又は
	限りとする。			500 千円のい
	(1) 設置前において			ずれか低い額
	使用に供されてい			
	ないこと。			
	(2) 木質燃料(薪、木			
	質ペレット、木質チ			
	ップ等)を利用し、			
	発生した熱を利用			
	する機器(他の熱源			

			l	
	と一体となった機 器も含む。)			
	(3) 各種ガイドライ			
	ン等を遵守し、近隣			
	住民等への影響に			
	ついて十分に考慮			
	され必要な対策が 講じられているこ			
	と。			
	(4) 補助対象者が発			
	注する事業者及び			
	設置工事を行う事 業者が県内事業者			
	であること。ただ			
	し、県内事業者への			
	発注が困難な場合			
	であって、あらかじ め県内事業者以外			
	の者に発注するこ			
	とについて町長の			
	承認を受けた場合			
家庭用	はこの限りでない。 次のいずれの要件	町内に住所を有する	対象設備本体費用	補助対象経
蓄電池	も満たす定置用リチ	者のうち、住宅に蓄電	及び設置費用	費の額から寄
等	ウムイオン蓄電シス	池を導入する者	(補助対象と同一	付金その他の
	テム(以下「蓄電池」 という。)を導入する		とみなせる事業者への発注に要する	収入の額を控 除した額に 2
	もの。ただし、補助金		経費は除く。)	分の1を乗じ
	の交付は同一世帯に		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	て得た額又は
	つき1回限りとする。			500 千円のい
	(1) 設置前において 使用に要されてい			ずれか低い額
	ないこと。			
	(2) 蓄電容量が			
	1kWh 以上の蓄電			
	池部分とインバー タ、パワーコンディ			
	ショナー等の電力			
	変換装置を備えた			
	システムとして一体的に構成され、日			
	本産業規格、IEC等			
	の国際規格に適合			
	しているもの。			
	(3) 10kW 未満の太 陽光発電と連携す			
	あれ光电と連携するものであること。			
	(4) 補助対象者が発			
	注する事業者及び			
	設置工事を行う事 業者が県内事業者			
	であること。ただ			
	し、県内事業者への			
	発注が困難な場合			

であって、あらかじ			
め県内事業者以外			
の者に発注するこ			
とについて町長の			
承認を受けた場合			
はこの限りでない。			
次のいずれの要件も	町内に住所を有する	対象設備本体費用	補助対象経
満たす電気自動車等	者のうち、住宅に V2H	及び設置費用	費の額から寄
充給電設備(以下	を導入し、「とっとり	(補助対象と同一	付金その他の
「V2H」という。)を導	EV 協力隊」の登録を行	とみなせる事業者	収入の額を控
入するもの。ただし、	う者	への発注に要する	除した額に2
補助金の交付は同一	ノ 伯	経費は除く。)	分の1を乗じ
世帯につき1回限りと		性貝は你へ。)	て得た額又は
世帯につる「四限りと」する。			500 千円のい
9 a。 (1) 設置前において			ずれか低い額
使用に供されてい			タ 4 Uハゴレ V '谷貝
ないこと。			
· ·			
(2) 電気自動車又は			
プラグインハイブ			
リッド自動車(以下			
「電気自動車等」と			
いう。)への充電及			
び電気自動車等か			
ら分電盤を通じた			
住宅への電力の供			
給が可能なもので			
あること。			
(3) 10kW 未満の太			
陽光発電と連携す			
るものであること。			
(4) 補助対象者が発			
注する事業者及び			
設置工事を行う事			
業者が県内事業者			
であること。ただ			
し、県内事業者への			
発注が困難な場合			
であって、あらかじ			
め県内事業者以外			
の者に発注するこ			
とについて町長の			
承認を受けた場合			
はこの限りでない。			